総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議(平成26年秋) の結果について

> 内閣官房副長官補付(地域活性化担当) 内閣府 地方創生推進室

総合特別区域の全48特区(国際7、地域41)について、総合特別区域法(平成23年法律第81号)第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成26年秋協議に係る提案を受け付け、8特区から提案のあった、規制の特例措置(14提案)に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

#### 1. 協議の結果(概要)

#### (1)協議対象

14項目

#### (2)協議の経緯

平成27年

- 2月~ 実務者間による打合せ、書面協議実施(1回目)
  - (優先提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論)
- 4月 協議終了
- 6月 総合特区推進本部開催(協議結果のとりまとめ)

#### (3)協議結果(内閣府整理)

区分	法令改正 等を措置	法令等の 措置方針	現行制度 で対応可	必要に応 じ再協議	自治体で 再検討	合意に 至らず	合計
	i	ii	iii	iv	V	vi	ынг
項目数	0	0	6	0	8	0	14
割合	0%	0%	43%	0%	57%	0%	100%

#### ○区分(内閣府フラグ)の考え方

- i) 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、 一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に 至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

#### 2. 今後の予定

協議の結果、現行制度で対応可能となったものについては、事業実施に向けて取 組を進めていくこととなります。

なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行 うべきものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、 公表します。

また、4月より平成27年春協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案を受け付け、国と地方の協議を開始しています。

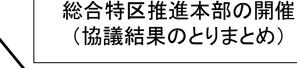
# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議(平成26年秋)の結果について

### 〇協議の進め方

指定自治体から規制の特例措 置を提案【8特区から14項目】

#### 国と地方の協議

内閣府の調整の下、指定自治体と所管省庁が直接協議



現行制度で対	自治体で再検		
応可	討		
6	8		

# <u>〇協議結果</u>

国と地方の協議の結果、現行制度において提案内容の実現が可能となったもの【6項目】

(さいたま市)]

# 「機能性表示食品」(仮称)と 「北海道食品機能性表示制度」 の併記

【北海道フード・コンプレックス国際戦略総 合特区(北海道等)】

「機能性表示食品」の要件を満たした食品 について、特区で実施している「北海道食品 機能性表示制度」との併記を行っても問題な いことを確認。



# 電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化 【次世代自動車・スマートエネルギー特区

特区側は、現行の電波法に基づく個別の 設置許可の手続きが煩雑であると考えてい たが、省庁から複数の台数を設置する場合 等もまとめて申請することが可能であると 示されたことから、個別の設置許可を得て 実証実験を開始。



#### デイサービス送迎車による外出 支援事業

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築 総合特区(岡山市)】

事業所外での買い物については、適切に通所介護計画に位置付けられ、効果的な機能訓練等として提供するものについては、介護サービスにおける機能訓練に該当し、その際の移動については、介護サービスに付随した自家輸送として取り扱えることを確認。



# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議(平成26年 秋)の結果について

# 〇協議結果

# 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの【8項目】

主な提案事項	協議結果の概要					
農地の土壌分析に対する計量証明事業の登録に 係る規制緩和 <北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 (北海道等)>	農協等が行う農地の土壌分析を計量法の適用除外(環境計量士の配置を不要とする等)とするよう求めていたが、環境計量士なしにどのように正確な計量を担保するのか、環境汚染等に対する消費者等の懸念にどのように対応するのか等に関して代替措置が必要であると示されたことから、特区側において代替措置を検討することとなった。					
市町村農政部局による内部情報の利用について <椿による五島列島活性化特区(長崎県五島市 等>	農業委員会設置市町村の農政部局においても、固定資産課税台帳からの情報提供を 認めてもらえるよう求めていたが、税務部局が情報を第三者に漏らすことによる人権侵害 の防止の観点から、提供される情報について、法により所有者に届出義務があるなど、 農地の所有者と農政部局との間で秘密でないことが必要であると示された。 なお、農政部局は農地台帳(農業委員会が固定資産課税台帳と照合して作成するも の)を閲覧可能であり、農政部局と農業委員会が連携を図ることにより、提案の実現を目 指すこととなった。					
一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準(事業 用自動車の最低車両数の緩和) <千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊 本県阿蘇市等)>	貸切バス事業を車両1台で営業できるよう求めていたが、安全性を確保するためには、 運行・整備の管理運営体制及び休憩施設等を確保することが不可欠であり、車両1台の みによる収益では、現実に必要となる安全のためのコスト等を賄えないため、事業許可に おいては、一定の規模(車両数)を求めている旨が示された。 なお、本提案については地域のバス事業者の協力を得ることで対応できないか、特区 側にて再検討することとなった。					